

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法及び内閣府令で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、同基準を引用している本市条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 特定地域型保育事業者における連携施設の確保の不要

・改正条文

第 42 条第 4 項の改正

・概要

特定地域型保育事業者について、利用調整にあたり、特定地域型保育事業を利用していた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱うなど、特定地域型保育の提供の終了に際して、引き続き、必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とするもの。

《参考》連携施設の役割

- ・保育内容の支援
- ・代替保育の提供
- ・卒園後の受け皿

(2) その他文言整理

・改正条文

第 42 条第 5 項

3 施行日

公布の日から施行する

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）

新旧対照表

新	旧
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u></p> <hr/> <p>ときは、<u>第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める</u>ときは、<u>同号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p>

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

5 前項_____の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)